

# 目 次

<b>第1編 母子保健法【抜粋】</b> .....	<b>4</b>
第1章 総則.....	4
第2章 母子保健の向上に関する措置.....	5
第3章 母子健康包括支援センター.....	8
<b>第2編 保育所における感染症対策ガイドライン【抜粋】</b> .....	<b>9</b>
1 感染症とは.....	9
2 感染経路.....	13
3 感染症対策.....	14
4 衛生管理.....	23
別添1 保育所における消毒の種類と使い方.....	26
5 感染症発生時の対応と罹患後における登園時の対応.....	27
6 保育所で問題となる主な感染症とその対策.....	30
<b>第3編 定期接種実施要領【抜粋】</b> .....	<b>40</b>
第1 総論.....	40
第2 各論.....	43
<b>第4編 児童福祉施設における食事の提供ガイド【抜粋】</b> .....	<b>48</b>
II 児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理に関する考え方及び留意点.....	48
IV 実践例.....	49

第5編 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン【抜粋】	51
第1章 総論	51
第2章 保育所におけるアレルギー疾患(実態)	52
第3章 アレルギー疾患各論(生活管理指導表の活用)	53
第4章 食物アレルギーへの対応	55
第5章 アレルギー疾患の共通理解と関係者の役割	57

### 【ご利用上の注意】

- 1 この資料ダイジェスト版には、「子どもの保健」に関する資料（法令を含む。以下同じ。）のうち、平成30年（前期）保育士試験の「子どもの保健」対策のために少し詳しく見ておきたい資料の重要部分が掲載されています。

「保育所保育指針 第5章 健康及び安全」など、重要ではあるものの、「ポイント集」の記載で必要十分と考えられる資料については、掲載されていません。

資料の内容は、基本的には抜粋となっていますが、さらに万全を期したいという方は、各編のタイトルのをインターネットで検索して、原文・全文をご覧ください。

- 2 本文中の重要箇所は**ゴシック体（太字）**で強調していますが、必ずしもその箇所だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。

- 3 この資料ダイジェスト版に掲載されている内容のすべてが重要というわけではありません。

普段の学習では、そのまま第1編から読んでいくということではなく、問題演習などを行っていて触れた資料の重要箇所にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ資料関連知識を増やしていき、筆記試験の直前期になってから、初めて第1編からまとめて見直すというご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。

- 4 なお、条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。

# 第1編 母子保健法【抜粋】

昭和48年 8月18日 法律第141号

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

### 第2条（母性の尊重）

母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

### 第3条（乳幼児の健康の保持増進）

乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

### 第4条（母性及び保護者の努力）

- ① 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。
- ② 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

### 第5条（国及び地方公共団体の責務）

- ① 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

## 第20条（養育医療）

- ① 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする**未熟児**に対し、その養育に必要な医療（以下「**養育医療**」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する**費用**を支給することができる。
- ② 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。
- ③ 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。
  - 一 診察
  - 二 薬剤又は治療材料の支給
  - 三 医学的処置、手術及びその他の治療
  - 四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
  - 五 移送

（第20条 以下省略）

## 第3章 母子健康包括支援センター

### 第22条

- ① 市町村は、必要に応じ、**母子健康包括支援センター**を設置するように努めなければならない。
- ② 母子健康包括支援センターは、第1号から第4号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
  - 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
  - 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
  - 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
  - 四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
  - 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

（第22条 以下省略）

## 第2編 2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン【抜粋】

（厚生労働省 平成24年11月）

### 1 感染症とは

#### (1) 感染症とその三大要因

ウイルスや細菌などの病原体が宿主（人や動物など）の体内に侵入し、発育又は増殖することを「感染」といい、その結果、何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」といいます。病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでにはある一定の期間があり、これを「潜伏期間」といいます。潜伏期間は病原体によって異なり、乳幼児がかかりやすい感染症の潜伏期間を知っておくことが必要です。

感染症が発生するためには、その原因となる**病原体**、その病原体が宿主に伝播される（伝わり、広まる）**感染経路**、そして病原体の伝播を受けた宿主に**感受性**が存在する（予防するための免疫が弱く、感染した場合に発症する）ことが必要です。病原体、感染経路、感受性宿主の三者を、**感染症成立のための三大要因**といえます。乳幼児期の感染症の場合は、これらに加えて宿主である乳幼児の年齢等の要因が病態に大きな影響を与えます。

子どもの命と健康を守る保育所において、全職員が感染症成立の三大要因及び潜伏期間や症状について熟知することが必要です。また、一人一人の子ども及び乳幼児期の特性に即した適切な対応がなされるよう嘱託医や医療・保健機関等の協力を得て保育所の感染症対策を推進することが重要です。

#### (2) 保育所における感染症

保育所において、子どもの健康増進と疾病等への対応とその予防は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省令第141号）に基づき行われています。乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもの健康と安全の確保はもとより、集団の健康と安全を保障しなければなりません。特に感染症対策については、学童・生徒等と比較し、以下の乳幼児の特徴をよく理解することが必要です。

○ 保育所は毎日長時間にわたり集団生活をする場所で、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会が多く、飛沫感染や接触感染への対応が非常に困難である。